

国 住 政 第 115 号

平成27年 4 月 1 日

改正 平成28年 4 月 1 日

改正 平成29年 4 月 1 日

改正 平成30年 4 月 1 日

改正 平成31年 4 月 1 日

改正 令和元年 7 月 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

国土交通省住宅局長

買取再販で扱われる住宅の取得に係る
不動産取得税の特例措置の適用にあたっての要件の確認について

今般、平成27年度改正において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正が行われ、地方税法附則第11条の4第2項の規定により、宅地建物取引業者が中古住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行って、個人に譲渡する場合、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置（以下「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置」という。）が創設された。また、平成30年度改正において、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則（平成29年総理府令第23号）の一部改正が行われ、地方税法附則第11条の4第4項の規定により、一定の場合において、宅地建物取引業者による当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置が講じられた。都道府県知事におかれは、当該特例措置の適用を受けるための要件について、下記事項に十分留意のうえ確認することとされたい。

おって、この通知については、法務省及び総務省とも協議済みである。

なお、本助言は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用を受けるために、宅地建物取引業者が、地方税法附則第11条の4第3項において準用する同法第73条の25の規定に基づく不動産取得税の税額の徴収猶予又は同法第73条の27の規定に基づく不動産取得税に係る徴収金の還付の申請を行う場合、都道府県知事は以下の①から⑧の要件

に適合することについて、それぞれ以下の書類の提出により確認することが考えられる。

この場合において、確認に必要とされる書類については、その写し（コピー）を含むとしても差し支えない。

なお、申請者に過重な負担を課すことのないよう十分配慮されたい。

- ① 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）であること

宅地建物取引業者が当該住宅を譲渡する際の売買契約書、売渡証書その他の当該住宅の売主が宅地建物取引業者であることを確認できる書類による。

- ② 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下であること
当該住宅の登記事項証明書による。

- ③ 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が地震に対する安全性を有するものであること

当該住宅が昭和57年1月1日以降に建築されたものであることについては、当該住宅の登記事項証明書、確認済証、請負契約書等によるものとする。また、当該住宅の構造が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることの確認については、次のいずれかの書類による。

（ア）当該住宅が建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準（平成27年国土交通省告示第476号）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和25年第202号）第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が別添1の様式により証する書類（個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限る。）

（イ）当該住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写し（個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表2-1の1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）

（ウ）当該住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（i）及び（ii）に掲げる要件に適合する保険契約であって、個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

(i) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。

(ii) 建築後使用されたことのある住宅の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）

（構造耐力に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する住宅の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治29年法律第89号）第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条に規定する担保の責任をいう。以下同じ。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を填補するものであること。

- ④ 宅地建物取引業者が個人に対し当該住宅を譲渡し、当該個人が当該住宅を自己の居住の用に供すること

宅地建物取引業者が当該個人に対し当該住宅を譲渡したことについては、宅地建物取引業者が当該住宅を譲渡する際の売買契約書又は売渡証書その他の当該住宅の売主が宅地建物取引業者であること及び買主が当該個人であることを確認できる書類による。

また、専用住宅家屋であることについては、当該住宅の登記事項証明書、登記完了証その他の当該住宅が専用住宅家屋であることを確認できる書類による。専ら当該個人が居住の用に供することについては、当該個人の住民票の写しによる。

- ⑤ 宅地建物取引業者が住宅を取得した後、⑦及び⑧の要件を満たすリフォーム工事を行って個人に譲渡し、当該個人の居住の用に供するまでの期間が2年以内であること

当該住宅の登記事項証明書又は登記完了証その他の当該住宅の取得年月日を確認できる書類及び当該個人の住民票の写しによる。

- ⑥ 宅地建物取引業者が取得した時点において、新築された日から起算して10年を経過した住宅であること

当該住宅の登記事項証明書による。

- ⑦ 工事に要した費用の総額が、当該住宅の個人への売買価格の100分の20に相当する金額（当該金額が300万円を超える場合には、300万円）以上であること

工事に要した費用の総額については、宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同号ロに規定する修繕若しくは模様替、同号ハに規定する修繕若しくは模様替、同号ニに規定する修繕若しくは模様替、同号ホに規定する修繕若しくは模様替、同号ヘに規

定する修繕若しくは模様替又は同号トに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を、別添２の書式により証する書類（以下「増改築等工事証明書」という。）又は別添３の書式により証する書類（Ⅰ所得税額の特別控除中、４．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）に記載のあるものに限る。以下「増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用）」という。）による。なお、当該証明年月日が令和４年３月31日以前の場合、別添２の書式により、当該証明年月日が令和４年４月１日以後の場合、別添２又は別添３の書式により証するものとする。当該住宅の売買価格については、売買契約書、売渡証書その他の金額を証する書類による。

⑧ 工事費用に関して、次のいずれかに該当すること

- （ⅰ）地方税法施行令附則第９条第１項第１号イからへまでに掲げる工事に要した費用の合計額が100万円を超えること

増改築等工事証明書又は増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用）による。

- （ⅱ）地方税法施行令附則第９条第１項第１号ニからトまでのいずれかに掲げる工事に要した費用の額が50万円を超えること

増改築等工事証明書又は増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用）による。

ただし、地方税法施行令附則第９条第１項第１号トに掲げる工事については、以下の書類により国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを確認するものとする。

当該住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

- （ａ）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第２号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

- （ｂ）建築後使用されたことのある居住の用に供する住宅の給水管若しくは排水管に瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第５条第２項に規定する雨水の浸入を防止する部分という。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を填補するものであること。

なお、確認に必要とされる別添２の増改築等工事証明書は、買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例のほか、租税特別措置法第74条の３に定める特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例を受ける場合にも必要とされる書類であるため、当該書類の写し（コピー）となる場合があることに留意すること。また、確認が必要とされる別添３の増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用）は、買取再販で扱われる不動産取得税の特例のほか、租税特別措置法第41条第１項に規定する買取再販住宅の取得に係る同条の規定による住宅借入金等を有する場

合の所得税額の特別控除及び同法第74条の3に定める特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例を受ける場合にも必要とされる書類であるため、当該書類の写し（コピー）となる場合があることに留意すること。

2. 宅地建物取引業者による中古住宅の敷地の用に供する土地の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置の適用を受けるために、宅地建物取引業者が、地方税法附則第11条の4第5項において準用する同法第73条の25の規定に基づく不動産取得税の減額の徴収猶予又は同法第73条の27の規定に基づく不動産取得税に係る徴収金の還付の申請を行う場合、都道府県知事は以下の①及び②の要件に該当することについて、それぞれ以下の書類の提出により確認することが考えられる。

この場合において、確認に必要とされる書類については、その写し（コピー）を含むとしても差し支えない。

なお、申請者に過重な負担を課することのないよう十分配慮されたい。

① 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が次のいずれかの要件に該当するものであること

(i) 当該住宅を譲渡する宅地建物取引業者が、当該住宅に関して、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）第10条第1項に規定する標章を使用するものであること及び当該住宅が特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程第2条各号に掲げる基準に適合するものであること

特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程第10条第1項に規定する標章を使用した同条第2項第1号に規定する書面（安心R住宅調査報告書）の写しによる。

(ii) 宅地建物取引業者と保険法人との間に、当該住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていること

当該住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（a）及び（b）に掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

（a）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

（b）建築後使用されたことのある居住の用に供する住宅の構造耐力上主要な部分に瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を填補するものであること。

② ①の要件に該当する旨を証する書類を、宅地建物取引業者が当該住宅の敷地の用に供する土地を取得した日から2年以内に、地方税法附則第11条の4第4項の規定の適用があるべき旨の申告の際に提出すること

当該土地の登記事項証明書又は登記完了証その他の当該土地の取得年月日を確認

できる書類による。

別添 1 耐震基準適合証明書様式

耐 震 基 準 適 合 証 明 書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家 屋 調 査 日 年 月 日		
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	

上記の住宅が地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに定める基準に適合することを証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-----------------

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称	印			
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名					

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名					

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名					

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日を記載すること。
- 4 「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
- 5 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
 - (1) 「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
 - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
 - ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (2) 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 6 証明者が指定確認検査機関の場合
 - (1) 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - ② 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - ② 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
 - ③ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号

及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

- ④ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第7条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

- ⑤ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

7 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

- (1) 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

- ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

- ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

- ② 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

- ③ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

- ④ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

- ⑤ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

8 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- (1) 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第 1 項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
- ① 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 18 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - ② 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第 1 項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
- ① 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - ② 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第 3 条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第 3 条及び第 3 条の 2 に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
 - ③ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - ④ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第 77 条の 58 第 1 項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第 3 条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
 - ⑤ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

増改築等工事証明書

(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び
改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

1. 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡張 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事		
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域	

				7 7地域 8 8地域		
			改修工事後の住宅 の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及 び断熱等性能等級3		
			住宅性能評価書を 交付した登録住宅 性能評価機関	名 称		
				登録番号	第 号	
			住宅性能評価書の交付番号		第 号	
			住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日	
		増 改 築 に よ る 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 認 定 に よ り 証 明 さ れ る 場 合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
			地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域
			改修工事後の住宅 の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及 び断熱等性能等級3		
			長期優良住宅建築等計画の認定 主体			
			長期優良住宅建築等計画の認定 番号		第 号	
			長期優良住宅建築等計画の認定 年月日		年 月 日	
第7号工事 (給排水 管・雨水の 浸入を防止 する部分に 係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替					

2. 実施した工事の内容

--

3. 実施した工事の費用の額

(1) 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

(2) 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

(3) 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

① 第4号工事に要した費用の額	円
② 第5号工事に要した費用の額	円
③ 第6号工事に要した費用の額	円
④ 第7号工事に要した費用の額	円

上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-----------------------------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称	印			
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局等名	

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び 登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 検 定 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局 等名	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局 等名	

(用紙 日本産業規格 A4)

備 考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「1. 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1) 以下により第1号工事から第7号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。

- ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第2号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ロに規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
- ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第3号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ハに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第4号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第5号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ホに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第1号に掲げる工事又は平成27年国土交通省告示第478号第1号で定める工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第2号又は平成27年国土交通省告示第478号第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合
当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号又は地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓

の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1) を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 2-1 の（い）項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号又は地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号へに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1) を○で囲むものとする。同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の（い）項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

⑧ 「第 7 号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号トに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

4 「2. 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 4 号及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 5 号及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号へに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号トに規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

5 「3. 実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1) 「（1）特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第 1 号工事～第 7 号工事に要した費用の総額」の欄には、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 7 号まで及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号イからトまでに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

(2) 「（2）特定の増改築等のうち、第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額」の欄には、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 6 号まで及び地方税法施行令附則第 9 条第 1 項第 1 号イからヘまでに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

(3) 「（3）特定の増改築等のうち、第 4 号工事、第 5 号工事、第 6 号工事又は第 7 号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

① 「① 第 4 号工事に要した費用の額」の欄には、第 4 号工事に該当する工事の合計額を記載するものとする。

② 「② 第 5 号工事に要した費用の額」の欄には、第 5 号工事の 1～8 のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

③ 「③ 第 6 号工事に要した費用の額」の欄には、第 6 号工事の 1～4 のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

- ④ 「④ 第7号工事に要した費用の額」の欄には、第7号工事の1～3のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

6 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第2号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第3号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第4号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第5号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

- ① 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第2号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第3号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第4号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第5号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕若しくは模様替、又は租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。
- ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
- ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
- ④ 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増

築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第2号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第3号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第4号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第5号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第7条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

① 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第2号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第3号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第4号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第5号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の

届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。

ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第2号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第3号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第4号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第5号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第1項の登録を受けている者(建築基準適合判定資格者)である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第2号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第3号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第4号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第5号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方

税法施行令附則第9条第1項第1号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第2号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第3号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第4号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第5号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号及び地方税法施行令附則第9条第1項第1号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

増改築等工事証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

- I. 所得税額の特別控除
1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）
- （1）実施した工事の種別

第1号工事	☐ 1 増築 ☐ 2 改築 ☐ 3 大規模の修繕 ☐ 4 大規模の模様替						
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 1 床の過半の修繕又は模様替 ☐ 2 階段の過半の修繕又は模様替 ☐ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ☐ 4 壁の過半の修繕又は模様替						
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ☐ 1 居室 ☐ 2 調理室 ☐ 3 浴室 ☐ 4 便所 ☐ 5 洗面所 ☐ 6 納戸 ☐ 7 玄関 ☐ 8 廊下						
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 ☐ 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ☐ 2 地震に対する安全性に係る基準						
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 1 通路又は出入口の拡幅 ☐ 2 階段の勾配の緩和 ☐ 3 浴室の改良 ☐ 4 便所の改良 ☐ 5 手すりの取付 ☐ 6 床の段差の解消 ☐ 7 出入口の戸の改良 ☐ 8 床材の取替						
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 ☐ 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 ☐ 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ☐ 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 4 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 5 壁の断熱性を高める工事 ☐ 6 床等の断熱性を高める工事	<table><tr><td>地域区分</td><td>☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域</td></tr><tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級</td><td>☐ 1 等級1 ☐ 2 等級2 ☐ 3 等級3</td></tr></table>	地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級	☐ 1 等級1 ☐ 2 等級2 ☐ 3 等級3
地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域						
改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級	☐ 1 等級1 ☐ 2 等級2 ☐ 3 等級3						

		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 □ 1 窓			
			上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等 □ 3 壁 □ 4 床等			
			低炭素建築物新築等計画の認定主体			
			低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号	
			低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日	
	改修工事後の住宅の一定の省エネルギー性能が証明される場合	住宅性能評価書に明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 □ 1 窓の断熱性を高める工事			
			上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等の断熱性を高める工事 □ 3 壁の断熱性を高める工事 □ 4 床等の断熱性を高める工事			
			地域区分	☐ 1 1 地域 ☐ 2 2 地域 ☐ 3 3 地域 ☐ 4 4 地域 ☐ 5 5 地域 ☐ 6 6 地域 ☐ 7 7 地域 ☐ 8 8 地域		
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	□ 1 等級 1 □ 2 等級 2 □ 3 等級 3		
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	☐ 1 断熱等性能等級 2 ☐ 2 断熱等性能等級 3 ☐ 3 断熱等性能等級 4 以上		
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称		
				登録番号	第 号	
			住宅性能評価書の交付番号		第 号	
			住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日	
			増改築による優良建築物等認定により明される場合		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 □ 1 窓の断熱性を高める工事	
上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等の断熱性を高める工事 □ 3 壁の断熱性を高める工事 □ 4 床等の断熱性を高める工事						
地域区分	☐ 1 1 地域 ☐ 2 2 地域 ☐ 3 3 地域 ☐ 4 4 地域 ☐ 5 5 地域 ☐ 6 6 地域 ☐ 7 7 地域 ☐ 8 8 地域					
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	□ 1 等級 1 □ 2 等級 2 □ 3 等級 3					

			改修工事後の住宅 の断熱等性能等級	☐ 1 断熱等性能等級 3 ☐ 2 断熱等性能等級 4 以上		
			長期優良住宅建築等計画の 認定主体			
			長期優良住宅建築等計画の 認定番号		第 号	
			長期優良住宅建築等計画の 認定年月日		年 月 日	

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額		円
② 第1号工事～第6号工事に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
③ ①から②を差し引いた額 (100万円を超える場合)		円

2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別税額控除（工事完了後、令和3年12月31日までに入居したものに限る。））

(1) 実施した工事の種別

高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：2%控除分）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 通路又は出入口の拡幅 ☐ 2 階段の勾配の緩和 ☐ 3 浴室の改良 ☐ 4 便所の改良 ☐ 5 手すりの取付 ☐ 6 床の段差の解消 ☐ 7 出入口の戸の改良 ☐ 8 床材の取替		
特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：2%控除分）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 ☐ 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ☐ 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 4 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 5 壁の断熱性を高める工事 ☐ 6 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	☐ 1 等級1 ☐ 2 等級2 ☐ 3 等級3
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 ☐ 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等 ☐ 3 壁 ☐ 4 床等	
		低炭素建築物新築等計画の認定主体	
低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号	
低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日	
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域

			改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級	☐ 1 等級 1 ☐ 2 等級 2 ☐ 3 等級 3			
			改修工事後の住宅 の省エネ性能	☐ 1 断熱等性能等級 4 ☐ 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上 及び断熱等性能等級 3			
			住宅性能評価書を 交付した登録住宅 性能評価機関	名 称			
				登録番号	第	号	
				住宅性能評価書の交付番号		第	号
			住宅性能評価書の交付年月日		年	月	日
		増改築に よる長期 優良住宅 建築等計 画の認定 により証 明される 場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増 築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修 繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事				
			地域区分	☐ 1 1 地域 ☐ 2 2 地域 ☐ 3 3 地域 ☐ 4 4 地域 ☐ 5 5 地域 ☐ 6 6 地域 ☐ 7 7 地域 ☐ 8 8 地域			
			改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級	☐ 1 等級 1 ☐ 2 等級 2 ☐ 3 等級 3			
			改修工事後の住宅 が相当する省エネ 性能	☐ 1 断熱等性能等級 4 ☐ 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及 び断熱等性能等級 3			
			長期優良住宅建築等計画の 認定主体				
			長期優良住宅建築等計画の 認定番号		第	号	
			長期優良住宅建築等計画の 認定年月日		年	月	日
			断熱改修工 事等（省エ ネ改修工 事：1 % 控 除分）	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は 模様替 ☐ 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 ☐ 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ☐ 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 4 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 5 壁の断熱性を高める工事 ☐ 6 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分		☐ 1 1 地域 ☐ 2 2 地域 ☐ 3 3 地域 ☐ 4 4 地域 ☐ 5 5 地域 ☐ 6 6 地域 ☐ 7 7 地域 ☐ 8 8 地域			
改修工事前の 住宅が相当す る断熱等性能 等級	☐ 1 等級 1 ☐ 2 等級 2						

	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 ☐ 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等 ☐ 3 壁 ☐ 4 床等			
		低炭素建築物新築等計画の認定主体			
		低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号	
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日	
特定多世帯同居改修工事等（2%控除分）	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 調理室を増設する工事 ☐ 2 浴室を増設する工事 ☐ 3 便所を増設する工事 ☐ 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
	改修工事後				
特定耐久性向上改修工事等（2%控除分）	特定断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 小屋裏の換気工事 ☐ 2 小屋裏点検口の取付工事 ☐ 3 外壁の通気構造等工事 ☐ 4 浴室又は脱衣室の防水工事 ☐ 5 土台の防腐・防蟻工事 ☐ 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 ☐ 7 床下の防湿工事 ☐ 8 床下点検口の取付工事 ☐ 9 雨どいの取付工事 ☐ 10 地盤の防蟻工事 ☐ 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	第1号工事	☐ 1 増築 ☐ 2 改築 ☐ 3 大規模の修繕 ☐ 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 ☐ 1 床の過半の修繕又は模様替 ☐ 2 階段の過半の修繕又は模様替 ☐ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ☐ 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ☐ 1 居室 ☐ 2 調理室 ☐ 3 浴室 ☐ 4 便所 ☐ 5 洗面所 ☐ 6 納戸 ☐ 7 玄関 ☐ 8 廊下			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日		

上記と併せて行う第1号工事～第4号工事（1%控除分）	第1号工事	☐ 1 増築 ☐ 2 改築 ☐ 3 大規模の修繕 ☐ 4 大規模の模様替
	第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 ☐ 1 床の過半の修繕又は模様替 ☐ 2 階段の過半の修繕又は模様替 ☐ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ☐ 4 壁の過半の修繕又は模様替
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ☐ 1 居室 ☐ 2 調理室 ☐ 3 浴室 ☐ 4 便所 ☐ 5 洗面所 ☐ 6 納戸 ☐ 7 玄関 ☐ 8 廊下
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 ☐ 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ☐ 2 地震に対する安全性に係る基準

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等及び第1号工事～第4号工事に要した費用の額		円
② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等（2%控除分）		
ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額		円
イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
③ 特定断熱改修工事等の費用の額等（2%控除分）		
ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（2%控除分）		
ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等（2%控除分）		
ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額		円
⑦ 断熱改修工事等の費用の額等（1%控除分）		
ア 断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

① 住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ☐ 2 地震に対する安全性に係る基準				
② 高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 通路又は出入口の拡幅 ☐ 2 階段の勾配の緩和 ☐ 3 浴室の改良 ☐ 4 便所の改良 ☐ 5 手すりの取付 ☐ 6 床の段差の解消 ☐ 7 出入口の戸の改良 ☐ 8 床材の取替				
③ 一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	地域区分	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事		
			☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域		
			認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 ☐ 1 窓	
				上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等 ☐ 3 壁 ☐ 4 床等	
	低炭素建築物新築等計画の認定主体				
	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号			
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日			
	太陽熱利用冷暖装置の型式				
	潜熱回収型給湯器の型式				
	ヒートポンプ式電気給湯器の型式				
	燃料電池コージェネレーションシステムの型式				
	ガスエンジン給湯器の型式				
	エアコンディショナーの型式				
太陽光発電設備の型式					
安全対策工事		☐ 有	☐ 無		
陸屋根防水基礎工事		☐ 有	☐ 無		
積雪対策工事		☐ 有	☐ 無		
塩害対策工事		☐ 有	☐ 無		
幹線増強工事		☐ 有	☐ 無		

④ 多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替				
	☐ 1 調理室を増設する工事 ☐ 2 浴室を増設する工事 ☐ 3 便所を増設する工事 ☐ 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
改修工事後					
⑤ 耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替				
	☐ 1 小屋裏の換気工事 ☐ 2 小屋裏点検口の取付工事 ☐ 3 外壁の通気構造等工事 ☐ 4 浴室又は脱衣室の防水工事 ☐ 5 土台の防腐・防蟻工事 ☐ 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 ☐ 7 床下の防湿工事 ☐ 8 床下点検口の取付工事 ☐ 9 雨どいの取付工事 ☐ 10 地盤の防蟻工事 ☐ 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号			第 号	
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日			年 月 日	
⑥ 子育て対応改修工事等	子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替				
	☐ 1 住宅内における子どもの事故を防止するための工事 ☐ 2 対面式キッチンへの交換工事 ☐ 3 開口部の防犯性を高める工事 ☐ 4 収納設備を増設する工事 ☐ 5 開口部・界壁・界床の防音性を高める工事 ☐ 6 間取り変更工事				
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	☐ 1 増築 ☐ 2 改築 ☐ 3 大規模の修繕 ☐ 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 1 床の過半の修繕又は模様替 ☐ 2 階段の過半の修繕又は模様替 ☐ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ☐ 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ☐ 1 居室 ☐ 2 調理室 ☐ 3 浴室 ☐ 4 便所 ☐ 5 洗面所 ☐ 6 納戸 ☐ 7 玄関 ☐ 8 廊下			
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 ☐ 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ☐ 2 地震に対する安全性に係る基準			

	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替			
		☐ 1 通路又は出入口の拡張 ☐ 2 階段の勾配の緩和 ☐ 3 浴室の改良 ☐ 4 便所の改良 ☐ 5 手すりの取付 ☐ 6 床の段差の解消 ☐ 7 出入口の戸の改良 ☐ 8 床材の取替			
	第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替		
			☐ 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 ☐ 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ☐ 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事		
			上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替		
☐ 4 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 5 壁の断熱性を高める工事 ☐ 6 床等の断熱性を高める工事					
		地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域		
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	☐ 1 等級1 ☐ 2 等級2 ☐ 3 等級3		
		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替		
			☐ 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等 ☐ 3 壁 ☐ 4 床等		
			低炭素建築物新築等計画の認定主体		
			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号	
			低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日	
	改修工事の住宅の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 ☐ 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事		

				地域区分	☐ 1 1 地域 ☐ 2 2 地域 ☐ 3 3 地域 ☐ 4 4 地域 ☐ 5 5 地域 ☐ 6 6 地域 ☐ 7 7 地域 ☐ 8 8 地域	
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	☐ 1 等級 1 ☐ 2 等級 2 ☐ 3 等級 3	
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	☐ 1 断熱等性能等級 2 ☐ 2 断熱等性能等級 3 ☐ 3 断熱等性能等級 4 以上	
				住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称	
					登録番号	第 号
				住宅性能評価書の交付番号		第 号
			住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日	
			増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 ☐ 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事		
				地域区分	☐ 1 1 地域 ☐ 2 2 地域 ☐ 3 3 地域 ☐ 4 4 地域 ☐ 5 5 地域 ☐ 6 6 地域 ☐ 7 7 地域 ☐ 8 8 地域	
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	☐ 1 等級 1 ☐ 2 等級 2 ☐ 3 等級 3	
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	☐ 1 断熱等性能等級 3 ☐ 2 断熱等性能等級 4 以上	
				長期優良住宅建築等計画の認定主体		
				長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
				長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

① 住宅耐震改修			
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額		円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額		円
オ	ウからエを差し引いた額		円
② 高齢者等居住改修工事等			
ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額		円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
エ	ウと200万円のうちいずれか少ない金額		円
オ	ウからエを差し引いた額		円

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
⑤ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）		
ア	当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円

⑥ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）

ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ	キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ	ウ、カ及びケの合計額	円
サ	コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
シ	コからサを差し引いた額	円

⑦ 子育て対応改修工事等

ア	当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

⑧	①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額	円
⑨	①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額	円
⑩	①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額	円
⑪	②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額	円
⑫	②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額	円
⑬	②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額	円
⑭	②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額	円
⑮	②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額	円
⑯	②オ、④オ、⑥シ及び⑦オの合計額	円
⑰	⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)	円
⑱	⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額	円
⑲	⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額	円
⑳	①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
	ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
	イ ㉔の改修に係る補助金等の交付の有無	☐ 有 ☐ 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ウ アからイを差し引いた額	円
㉑	⑱の金額と⑲及び㉔ウの合計額のうちいずれか少ない額	円
㉒	1,000万円から⑰を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	円
㉓	㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	円

4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合
(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	☐ 1 増築 ☐ 2 改築 ☐ 3 大規模の修繕 ☐ 4 大規模の模様替				
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 ☐ 1 床の過半の修繕又は模様替 ☐ 2 階段の過半の修繕又は模様替 ☐ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ☐ 4 壁の過半の修繕又は模様替				
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 ☐ 1 居室 ☐ 2 調理室 ☐ 3 浴室 ☐ 4 便所 ☐ 5 洗面所 ☐ 6 納戸 ☐ 7 玄関 ☐ 8 廊下				
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 ☐ 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 ☐ 2 地震に対する安全性に係る基準				
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 1 通路又は出入口の拡幅 ☐ 2 階段の勾配の緩和 ☐ 3 浴室の改良 ☐ 4 便所の改良 ☐ 5 手すりの取付 ☐ 6 床の段差の解消 ☐ 7 出入口の戸の改良 ☐ 8 床材の取替				
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 ☐ 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域		
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 ☐ 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事		
			<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td><td> ☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域 </td></tr> </table>	地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域
地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域				
<table border="1"> <tr> <td>改修工事後の住宅の省エネ性能</td><td colspan="2"> ☐ 1 断熱等性能等級4以上 ☐ 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3 </td></tr> </table>	改修工事後の住宅の省エネ性能	☐ 1 断熱等性能等級4以上 ☐ 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3			
改修工事後の住宅の省エネ性能	☐ 1 断熱等性能等級4以上 ☐ 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">住宅性能評価書を交付した登録住宅</td><td>名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>登録番号</td><td>第 号</td></tr> </table>	住宅性能評価書を交付した登録住宅	名 称		登録番号	第 号
住宅性能評価書を交付した登録住宅		名 称			
		登録番号	第 号		
	<table border="1"> <tr> <td>住宅性能評価書の交付番号</td><td>第 号</td></tr> </table>	住宅性能評価書の交付番号	第 号		
住宅性能評価書の交付番号	第 号				
<table border="1"> <tr> <td>住宅性能評価書の交付年月日</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日			
住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日				

		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 ☐ 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ☐ 2 天井等の断熱性を高める工事 ☐ 3 壁の断熱性を高める工事 ☐ 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	☐ 1 1地域 ☐ 2 2地域 ☐ 3 3地域 ☐ 4 4地域 ☐ 5 5地域 ☐ 6 6地域 ☐ 7 7地域 ☐ 8 8地域
			改修工事後の住宅省エネ性能	☐ 1 断熱等性能等級4以上 ☐ 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日
			第7号工事 （給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事）	
☐ 1 給水管に係る修繕又は模様替 ☐ 2 排水管に係る修繕又は模様替 ☐ 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替				

(2) 実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額

① 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

② 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

ア 第4号工事に要した費用の額	円
イ 第5号工事に要した費用の額	円
ウ 第6号工事に要した費用の額	円
エ 第7号工事に要した費用の額	円

Ⅱ. 固定資産税の減額

1－1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	☐ 1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	--

1－2. 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 ☐ 1 増築 ☐ 2 改築 ☐ 3 修繕 ☐ 4 模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2. 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事	
		上記と併せて行った改修工事	☐ 1 天井等の断熱性を高める改修工事	
			☐ 2 壁の断熱性を高める改修工事	
			☐ 3 床等の断熱性を高める改修工事	
	断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事	☐ 4 太陽熱利用冷暖熱装置	型式：	
		☐ 5 潜熱回収型給湯器	型式：	
		☐ 6 ヒートポンプ式電気給湯器	型式：	
		☐ 7 燃料電池コージェネレーションシステム	型式：	
		☐ 8 エアコンディショナー	型式：	
		☐ 9 太陽光発電設備	型式：	
工事の内容				

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額		
ア 断熱改修工事に係る費用の額		円
イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
☐ 「有」の場合	ウ 交付される補助金等の額	円
① アからウを差し引いた額		円
エ 断熱改修工事と併せて行った 4 から 9 までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額		円
オ エの工事に係る補助金等の交付の有無		☐ 有 ☐ 無
☐ 「有」の場合	カ 交付される補助金等の額	円
② エからカを差し引いた金額		円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかの該当するチェックボックスにレ点を入れること）		
③ ①の金額が60万円を超える		☐ 左記に該当する
上記③に該当しない場合		
④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を 超える		☐ 左記に該当する
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-----------------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定 確認検査機関	名 称		印		
	住 所				
	指定年月日及び 指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県 名（二級建築士又は木 造建築士の場合）	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
登録を受けた地方整備 局等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び 指定番号				
	登録をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県 名（二級建築士又は木 造建築士の場合）	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備 局等名	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県 名（二級建築士又は木 造建築士の場合）	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備 局等名	

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「Ⅰ. 所得税額の特別控除」中「1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1号工事から第6号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、平成20年国土交通省告示第513号（備考3(1)⑦並びに4(1)②及び③において「省エネ改修対象工事告示」という。）第2項第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が施行令第26条第33項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、省エネ改修対象工事告示第2項第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第26条第33項第6号に規定する修繕又は模様替であつて当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第26条第33項第6号に規定する修繕又は模様替であつて当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

(2) 「（2）実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第6号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3) 「（3）実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。

① 「① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第26条第33項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

② 「② 第1号工事～第6号工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された租税特別措置法（以下「法」という。）第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、法第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

③ 「①から②を差し引いた額（100万円を超える場合）」の欄には、「① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額（100万円を超える場合）を記載するものとする。

4 「Ⅰ. 所得税額の特別控除」中「2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。なお、本項は工事完了後、令和3年12月31日までに入居したものに限り記載するものとする。

(1) 「（1）実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載するものとする。

① 「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：2%控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が

施行令第 26 条の 4 第 4 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ② 「特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：2%控除分）」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第 3 項第 1 号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第 26 条の 4 第 7 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1 地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の（い）項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第 56 条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ③ 「特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：2%控除分）」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第 3 項第 2 号に掲げる工事である場合に限り、当該工事について次により記載するものとする。

イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条の 4 第 7 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1 地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の（い）項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表 2-1 の（い）項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条の 4 第 7 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1 地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の（い）項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の（い）項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ④ 「断熱改修工事等（省エネ改修工事：1%控除分）」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 3 の 2 第 5 項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第 26 条の 4 第 19 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1 地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断

熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ⑤ 「特定多世帯同居改修工事等(2%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第8項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。
- ⑥ 「特定耐久性向上改修工事(2%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が特定断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の4第9項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「第1号工事」、「第2号工事」、「第3号工事」の欄には、備考3(1)①から③により記載するものとし、当該工事が施行令第26条第33項第1号から第3号までのいずれに該当するかに応じ、該当する欄の該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、特定断熱改修工事等については「特定断熱改修工事等(省エネ改修工事:2%控除分)」の欄に、②又は③のいずれかにより記載するものとする。
- ⑦ 「上記と併せて行う第1号工事～第4号工事(1%控除分)」の欄には、備考3(1)①から④により記載するものとし、施行令第26条第33項第1号から第4号までに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
- ① 「② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」には、高齢者等居住改修工事等の1～8のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
- 「イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- 「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- ② 「③ 特定断熱改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」に記載した場合は1～6のいずれかに該当する工事の合計額を、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」に記載した場合は1～4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定断熱改修工事等に、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- ③ 「④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（2%控除分）」の欄のうち、「ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等の1～4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定多世帯同居改修工事等に、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- ④ 「⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等（2%控除分）」の欄のうち、「ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等の1～11のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定耐久性向上改修工事等に、特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- ⑤ 「⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額」の欄には、②ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、③ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、④ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）及び⑤ウ「アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

- ⑥ 「⑦ 断熱改修工事等の費用の額等（1%控除分）」の欄のうち、「ア 断熱改修工事等に要した費用の額」には、断熱改修工事等の1～6のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事等に、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

5 「Ⅰ. 所得税額の特別控除」中「3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1) 「（1）実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載するものとする。

- ① 「住宅耐震改修」の欄には、証明申請者が法第41条の19の2第1項又は第41条の19の3第4項若しくは第6項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれの規定又は基準に該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ② 「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の5第18項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ③ 「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第2項、第5項又は第6項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が平成21年国土交通省告示第379号第1項第1号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の5第19項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ④ 「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第26条の28の5第23項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって平成21年経済産業省告示第68号に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ⑤ 「多世帯同居改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第3項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の5第25項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。
- ⑥ 「耐久性向上改修工事等」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第4項、第5項又は第6項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の28の5第26項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。なお、当該欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第4項又は第6項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第5項又は第6項の対象一般断熱改修工事等をいうものとし、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等

については「住宅耐震改修」又は「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄に、①、③又は④のいずれかにより記載するものとする。

⑦ 「子育て対応改修工事等」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 19 の 3 第 7 項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第 26 条の 28 の 5 第 27 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑧ 「上記と併せて行う第 1 号工事～第 6 号工事」の欄には、証明者が法第 41 条の 19 の 3 第 8 項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、備考 3 (1) を参考に記載するものとする。なお、第 4 号工事については①住宅耐震改修工事を実施していない場合のみ選択し、第 5 号工事については②高齢者等居住改修工事等を実施していない場合のみ選択し、第 6 号工事については③一般断熱改修工事等を実施していない場合のみ選択し、同様の工事内容を重複して記載することがないように留意されたい。

(2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条の 28 の 5 第 17 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事（法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修又は法第 41 条の 19 の 3 第 1 項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第 2 項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第 3 項に規定する対象多世帯同居改修工事等、同条第 4 項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等若しくは同条第 7 項に規定する対象子育て対応改修工事等に該当するものを除く。以下同じ。）、施行令第 26 条の 28 の 5 第 18 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 21 項及び第 23 項に規定する設備の取付け若しくは取替え、同条第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第 27 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。

① 「① 住宅耐震改修」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、平成 21 年国土交通省告示第 383 号（以下「耐震改修費用告示」という。）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）を記載するものとする。

「イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額」又は 250 万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額」から「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0 円となる場合には「0 円」と記載するものとする。

② 「② 高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成 21 年国土交通省告示第 384 号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等が含まれているか否かに

応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと200万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は200万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ ウと200万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ③ 「③ 一般断熱改修工事等」の欄のうち、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号（以下「省エネ改修費用告示」という。）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ④ 「④ 多世帯同居改修工事等」の欄のうち、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成28年国土交通省告示第586号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、多世帯同居改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」から「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。

なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ⑤ 「⑤ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、耐震改修費用告示又は省エネ改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」に、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成29年国土交通省告示第280号（以下「耐久性向上改修費用告示」という。）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ ウ及びカの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び「カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「ク キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「キ ウ及びカの合計額」又は250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「ケ キからクを差し引いた額」の欄には、「キ ウ及びカの合計額」から「ク キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ⑥ 「⑥ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、耐震改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

る。

「エ 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、省エネ改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「エ 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、耐久性向上改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「ク 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ケ キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「ク 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「コ ウ、カ及びケの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、「カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び「ケ キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「サ コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「コ ウ、カ及びケの合計額」又は500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「シ コからサを差し引いた額」の欄には、「コ ウ、カ及びケの合計額」から「サ コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ⑦ 「⑦ 子育て対応改修工事等」の欄のうち、「ア 当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、令和6年国土交通省告示第〇号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該子育て対応改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、子育て対応改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場

合)」から「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。
なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ⑧ 「⑧ ①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額」の欄には、①「ウ アからイを差し引いた額」、
②「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」、③「ウ アからイを差し引いた額
(50 万円を超える場合)」、④「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」及び⑦
「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「⑨ ①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額」の欄には、①「エ ウと 250 万円のうちい
ずれか少ない金額」、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額」、③「エ ウと 250 万円 (太
陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額」、④「エ ウと 250 万
円のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を
記載するものとする。

「⑩ ①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額」の欄には、①「オ ウからエを差し引いた額」、
②「オ ウからエを差し引いた額」、③「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ ウからエを差
し引いた額」及び⑦「オ ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

- ⑨ 「⑪ ②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額」の欄には、②「ウ アからイを差し引いた額 (50
万円を超える場合)」、④「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」、⑤「キ ウ
及びカの合計額」及び⑦「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の合計額を記
載するものとする。

「⑫ ②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額」の欄には、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少
ない金額」、④「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」、⑤「ク キと 250 万円 (対象一
般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額」
及び⑦「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑬ ②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額」の欄には、②「オ ウからエを差し引いた額」、④
「オ ウからエを差し引いた額」、⑤「ケ キからクを差し引いた額」及び⑦「オ
ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

- ⑩ 「⑭ ②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額」の欄には、②「ウ アからイを差し引いた額」、④
「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」、⑥「コ ウ、カ及びケの合計額」及
び⑦「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「⑮ ②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額」の欄には、②「エ ウと 200 万円のうちいずれか少
ない金額」、④「エ ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額」、⑥「サ コと 500 万円 (太陽光
発電設備設置工事を伴う場合は 600 万円) のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ ウと 250 万
円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑯ ②オ、④オ⑥シ及び⑦オの合計額」の欄には、②「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ
ウからエを差し引いた額」⑥「シ コからサを差し引いた額」及び⑦「オ ウからエを差し引いた
額」の合計額を記載するものとする。

- ⑪ 「⑰ ⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)」の欄には、「⑨ ①エ、②エ、③エ、
④エ及び⑦エの合計額」、「⑫ ②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額」又は「⑮ ②エ、④エ、⑥
サ及び⑦エの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。

- ⑫ 「⑱ ⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の欄には、「⑧ ①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウ
の合計額」、「⑪ ②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額」又は「⑭ ②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの
合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。

- ⑬ 「⑲ ⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額」の欄には、「⑩ ①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦
オの合計額」、「⑬ ②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額」又は「⑯ ②オ、④オ⑥シ及び⑦オの
合計額」のうち「⑱ ⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の金額に係る額を記載するものとする。

- ⑭ 「⑳ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事」の
欄のうち、「ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号
工事に要した費用の額」の欄には、「① 住宅耐震改修」、「② 高齢者等居住改修工事等」、「③
一般断熱改修工事等」、「④ 多世帯同居改修工事等」、「⑤ 耐久性向上改修工事等 (対象住宅
耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」又は「⑥ 耐久性向上改修
工事等 (対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)」、「⑦ 子育

て対応改修工事等」の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の合計額を記載するものとする。

「イ ⑳の改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、「㉔ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事」の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、「㉔ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事」の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」から「イ ㉔の改修に係る補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

⑮ 「㉔ ⑮の金額と⑲及び㉔ウの合計額のうちいずれか少ない額」の欄には、「⑮ ⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の金額と「⑲ ⑩、⑬又は⑯のうち⑮の金額に係る額」及び「㉔ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事」の欄のうち「ウ アからイを差し引いた額」の合計額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。

⑯ 「㉔ 1,000万円から⑰を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）」の欄には、1,000万円から「⑰ ⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額（10%控除分）」を差し引いた額を記載するものとする。なお、当該金額が0円未満となる場合は「0円」と記載するものとする。

⑰ 「㉔ ⑳と㉔の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）」の欄には、「㉔ ⑮の金額と⑲及び㉔ウの合計額のうちいずれか少ない額」と「㉔ 1,000万円から⑰を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）」の金額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。

6 「Ⅰ. 所得税額の特別控除」中、「4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1号工事から第7号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。

① 「第1号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第5号に規定する修繕又は

模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。

イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表2-1の（イ）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の（イ）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ⑧ 「第7号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第7号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- (2) 「（2）実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

- (3) 「（3）実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

- ① 「① 特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第1号工事～第7号工事に要した費用の総額」の欄には、施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

- ② 「② 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第1号工事～第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第42条の2の2第2項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

- ③ 「③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

- イ 「ア 第4号工事に要した費用の額」の欄には、第4号工事に該当する工事の合計額を記載するものとする。
- ロ 「イ 第5号工事に要した費用の額」の欄には、第5号工事の1～8のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
- ハ 「ウ 第6号工事に要した費用の額」の欄には、第6号工事の1～4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
- ニ 「エ 第7号工事に要した費用の額」の欄には、第7号工事の1～3のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
- 7 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1－1. 耐震改修をした場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。
- 当該工事が、地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に相当する耐震改修である場合は該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- 8 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1－2. 耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。なお、当該欄の「認定長期優良住宅」とは地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する認定長期優良住宅をいう（備考9及び10において同じ。）。
- (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする耐震改修について、次により記載するものとする。
- ① 「地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のうち、いずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ② 「工事の内容」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (2) 「耐震改修の費用の額」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の1から4のいずれかに該当する改修工事の費用の額を記載するものとする。
- 9 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。
- (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事等について、次により記載すること。なお、「断熱改修工事」の欄のうち、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域にあつては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
- ① 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等のうち、断熱改修工事により新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。
- ② 「断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「エアコンディショナーの型式」「太陽光発電設備の型式」の欄には、平成20年国土交通省告示第515号第2号アからカまでに掲げる設備に適合する設備の種別を記載するものとする。
- ③ 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事等の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事等に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
- (2) 「熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）」の欄には、改修工事費用の合計額を記載するものとする。
- (3) 「上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額」の欄のうち、「ア 断熱改修工事に係る費用の

額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。

「イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事に、断熱改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「ウ 交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「① アからウを差し引いた額」の欄には、「ア 断熱改修工事に係る費用の額」から「ウ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」の欄には、断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額の合計額を記載するものとする。

「オ エの工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに、4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「カ 交付される補助金等の額」の欄には、4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「② エからカを差し引いた金額」の欄には、「エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」から「カ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

(4) 「工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること）」の欄のうち、「③ ①の金額が60万円を超える」に該当する場合は右欄の「左記に該当する」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、「③ ①の金額が60万円を超える」に該当しない場合で「④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を超える」に該当する場合は右欄の「左記に該当する」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

(5) 「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。

10 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第17項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第21項及び第23項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第27項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地

方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第 3 条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第 3 条及び第 3 条の 2 に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第 5 条の 2 の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

- ① 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 4 第 4 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 7 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 8 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 17 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5 第 18 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 21 項及び第 23 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 27 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。
- ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
- ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
- ④ 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 4 第 4 項に規定する増築、

改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第17項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第21項及び第23項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第27項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第7条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

① 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第17項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第18項に規定する増築、改築、

修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 21 項及び第 23 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 27 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

- ② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 33 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 4 第 4 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 7 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 8 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 17 項に規定する施行令第 26 条第 33 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5 第 18 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 21 項及び第 23 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 27 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第 3 条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第 3 条及び第 3 条の 2 に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士

の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第17項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第21項及び第23項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第27項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第33項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第17項に規定する施行令第26条第33項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同

条第 21 項及び第 23 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 27 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第 3 条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第 3 条及び第 3 条の 2 に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第 77 条の 58 第 1 項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第 3 条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。